

尾道市地域おこし協力隊員募集について

尾道市は、広島県の東南部に位置し、緑豊かな北部丘陵地域、沿岸部の中心市街地のある地域、独特の多島美を有する瀬戸内海地域で構成される面積284.88㎢、人口約13万人のまちです。

主な交通網として、JR山陽新幹線、JR山陽本線、東西に延びる山陽自動車道、南北を結ぶ瀬戸内しまなみ海道及び中国やまなみ街道があり、「瀬戸内の十字路」として高い拠点性を持っています。

また、島しょ部を通じて四国までの全長約70kmをサイクリングできるしまなみ海道をはじめとする新たな魅力や、歴史・伝統に育まれた地域資源を活かし、他にはない魅力的な価値を創造するまちづくりを推進しています。

今回募集する地域おこし協力隊員には、「市内全域」を活動地域として、公民館を拠点とした生涯学習・社会教育の充実や地域コミュニティの活性化に取り組んでいただきます。

本市の地域資源を活用した幅広い教育活動やコミュニティ・居場所づくりを通して地域活性化を推進していただける人のご応募をお待ちしております。



令和7年度 尾道市地域おこし協力隊員募集要項

1 募集人員及び活動地域

- (1) 地域おこし協力隊員 1名
- (2) 活動地域 市内全域

2 求める人材・活動内容

内 容	公民館を拠点とした社会教育の充実・地域コミュニティ活性化（1名）
求 め る 人 材	<ul style="list-style-type: none"> ①コミュニティや居場所づくりに関心がある人 ②地域資源を活用した社会教育活動の普及・促進に関心がある人 ③地域住民や地元事業者と連携して活動することができ、任期満了後も本市の地域活性化に取り組んでいただける人
活 内 動 容	<ul style="list-style-type: none"> ①公民館（※1）を活用した生涯学習・社会教育の充実に向けた取組 ②地域コミュニティの活性化に向けた取組 ③市内各所における地域活動の情報収集や情報発信 ④公民館・社会教育施設間の連携強化に向けた体制の構築 ⑤その他の社会教育・地域コミュニティの活性化に繋がる新たなアイデアの創出やチャレンジ ⑥移住イベント等でのPR ⑦SNS等を活用した活動状況の発信 ⑧協力隊員同士の活動連携・協働 <p>※令和8年1月開館予定の栗原公民館（尾道市西則末町）を拠点として活動を行う。栗原公民館の竣工までは尾道市教育員会生涯学習課において、本市の公民館活動や地域コミュニティに関する現状把握や活動計画の立案等を行う。</p>

3 報酬

月額200,000円及び期末・勤勉手当

（※各種税金及び社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。）

4 雇用形態及び任用期間

- (1) 尾道市地域おこし協力隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員となります。
- (2) 任用期間は、任用日（令和7年7月1日予定）から令和8年3月31日までですが、活動状況を勘案して最長3年間任用する場合があります。

5 勤務日・勤務時間等

- (1) 勤務日は原則毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日と12月29日から翌年1月3日までの日を休日とします。
- (2) 勤務時間は午前9時00分から午後4時00分までの間で、1週間の勤務時間が31時間を超えない範囲で割り振ります。
(※行事や会合への参加の関係で、土日及び祝日や夜間など、勤務時間が不規則となることがあります。)

6 勤務場所（活動拠点）

尾道市教育委員会教育総務部生涯学習課
(尾道市久保一丁目15-1教育会館3階)

7 待遇及び福利厚生

- (1) 尾道市の会計年度任用職員として、健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。万一の事故の際には、公務災害補償費で対応します。
- (2) 有給休暇（任用の日に3日付与され、その後は勤務時間に応じた日数を付与）等各種休暇制度があります。
- (3) 家賃の3分の2（上限3万円）を補助します。また、住居用光通信回線の設置費用、月額利用料の実費を補助します。
(※転居費用、生活用品や光熱水費等の費用は、個人負担となります。)
- (4) 事務所で使用するパソコンを貸与します。
- (5) 活動時は、市の公用車を使用できます。
- (6) 活動に必要と認められる研修の受講や資格取得にかかる費用を補助します。
- (7) その他活動に要する経費（消耗品費、備品購入費等）については、尾道市地域おこし協力隊員活動補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助します。

8 募集対象

次の(1)～(9)のすべての条件を満たす人

(1) 次のア～エのいずれかに該当する人

ア 申込時、三大都市圏の都市地域及び指定都市、並びに三大都市圏外の指定都市のうち、過疎、山村、離島、半島などに該当しない地域に居住している人。

(※対象となる地域については、お問い合わせください。)

イ 地域おこし協力隊員として同一地域で2年以上活動し、かつ令和7年7月1日時点で解任から1年以内の人

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）で、参加者として2年以上活動し、かつ令和7年7月1日時点で終了した日から1年以内の人

エ 海外に在留し、特別区を含む市町村が備える住民基本台帳に登録されていない人

- (2) 任用後活動地域に移住し、住民票を異動できる人
- (3) 普通自動車運転免許を取得し、実際の運転に支障のない人
- (4) パソコン（エクセル、ワード等）の基本操作ができる人
- (5) FacebookをはじめとしたSNSツールの基本操作、情報更新ができる人
- (6) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など、不規則な勤務に対応できる人
- (7) 活動地域での起業・就労に意欲があり、将来の定住を希望する人
- (8) 心身ともに健康で、地域活動に意欲と熱意を有し、かつ、地域住民と協力しながら、積極的に活動できる人
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

9 兼業について

原則として、兼業をする際の制限はありません。ただし、地方公務員法における職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定が適用されるため、兼業の内容等について報告していただく必要があります。

また、労働基準法の法定労働時間の規定が適用されます。

10 応募手続

(1) 応募書類の提出

ア 次の①～③について、イの提出先に提出してください。

① 履歴書（市販のもの） 1部

（※必ずメールアドレスを記載してください。）

② レポート（1,000字程度、A4サイズ、書式自由、パソコン作成可） 1部

[テーマ]

「地域おこし協力隊員として、公民館を拠点に取り組みたい活動について」

（※これまで培った技術や経験を踏まえて作成してください。）

③ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） 1部（コピー不可）

イ 提出先（郵送または持参してください。）

尾道市役所企画財政部政策企画課協働統計係

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 (TEL:0848-38-9435)

ウ 応募書類提出締切

令和7年4月4日（金）午後5時必着

（※提出いただいた応募書類等は返却しません。予めご了承ください。）

（※募集条件や提出いただいた応募書類等の内容確認のため、事務局から連絡をすることがあります。）

11 選考方法

(1) 面接試験

提出いただいた書類をもとに、4月20日（日）に尾道市において個別面接試験を行います。

（※面接試験に伴う交通費等の経費は、応募者の負担となります。また、実施方法等を変更する可能性があります。）

(2) 選考結果の通知

5月上旬を目途に選考面接試験の受験者全員に結果を文書で通知します。

（※選考の経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。）

12 住居について

住居は個人で手配していただきます。

13 問い合わせ先

住 所：〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

担 当 部 署：尾道市企画財政部政策企画課協働統計係

担 当 者：奥、突沖

電 話 番 号：0848-38-9435（直通）

F A X 番 号：0848-37-2740

メールアドレス：kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp